

荒尾市ワクチン廃棄防止指針

荒尾市は、新型コロナウイルスワクチンの接種で予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応について、その方針を定め、それを公表し、ワクチンの廃棄防止に努める。

1 荒尾市は、次の者を対象とし接種対象者リストを作成しておき、接種会場において予期せぬキャンセルが発生した場合は、同リストに基づいて、余剰ワクチンを接種する。

なお、同リストによる対応の暇がない場合は、接種会場において接種可能な者に接種する。

- ・ 接種会場の従事者（委託事業者を含む）
- ・ 高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者
- ・ 児童生徒等と業務上接触する機会の多い者
- ・ 市職員

上記の方針に基づいて、次の者について接種対象者リストを作成する。

- ・ 民生委員児童委員
- ・ 市内の保育所、幼稚園、認定こども園等に勤務する保育士や幼稚園教諭等
- ・ 市内の放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員等
- ・ 市職員

この方針は、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

令和3年6月29日

荒尾市